

枚方市中学校部活動方針

平成 31 年 2 月
枚方市教育委員会

枚方市中学校部活動方針の策定にあたって

中学校の部活動は、生徒が主体的に参加し、各部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、心身共に大きく成長する中学生にとって、バランスのとれた成長に欠かせないものです。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きいものです。

中学校時代の良い経験として、「部活動」をあげる生徒は多く、このことは、部活動の素晴らしさを生徒に伝えたい、心身ともに立派に成長してほしいという先生方の熱い思いに基づくもので、休日も生徒と共に汗を流し、喜びを分かち合い、生徒のために情熱を注いだ成果であると考えられます。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えています。

将来においても、生徒が生涯にわたって豊かな人生を実現する資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとするためには、心身のバランスが取れた生徒の成長を促し、部活動に適切な休養日、練習時間を設定するなど、速やかに、部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要があります。

このような状況の中で、この方針は、持続可能な運営体制が整えられるよう、先生方の頑張りを支え、生徒からも、保護者からも、また地域からも応援されるような活動にしていくために示すもので、子どもたちの指導に情熱を傾けている先生方を応援するためのものです。

各学校においては、この方針をもとに、学校の実態にあった適切な部活動運営を再度見直し、教員にも生徒にも有意義な活動になるようにしてください。

平成 31 年 2 月

枚 方 市 教 育 委 員 会
教 育 長 奈 良 渉

目次

1. はじめに	
(1) 方針策定の趣旨	P 1
(2) 部活動の意義・目的	P 1
2. 学校体制について	
(1) 部活動運営方針及び活動計画等	P 2
(2) 保護者に対する部活動運営方針等の説明・共通理解の促進	P 2
3. 適切な部活動運営について	
(1) 練習時間の設定	P 3
(2) 休養日の設定	P 3
(3) 長期休業中の休養期間の設定	P 3
4. 生徒の好ましい成長につながる指導について	
(1) 練習について	P 4
(2) 体罰・ハラスメントの防止について	P 4
(3) 部活動における安全管理と事故防止について	P 4、5
(4) 求められる指導者の姿	P 5
5. 参考資料	P 6

1. はじめに

(1) 方針策定の趣旨

本方針は、義務教育である中学校段階の部活動を対象とし、生徒にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることをめざす。

- 心身のバランスが取れた生徒の成長を促すため、部活動に適切な休養日、練習時間を設定すること。
- 部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われ、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- 部活動を、生涯に渡ってスポーツや文化、科学等に親しみ、豊かな人間関係を築く場とすること。
- 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- 教員の働き方改革を推進し、生徒と向き合う時間を創出し、生徒にも教員にも有意義な活動とすること。

(2) 部活動の意義・目的

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する。

中学校学習指導要領（平成29年3月）における部活動の位置付け

第1章 総則 第5 学校運営の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育がめざす指針・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

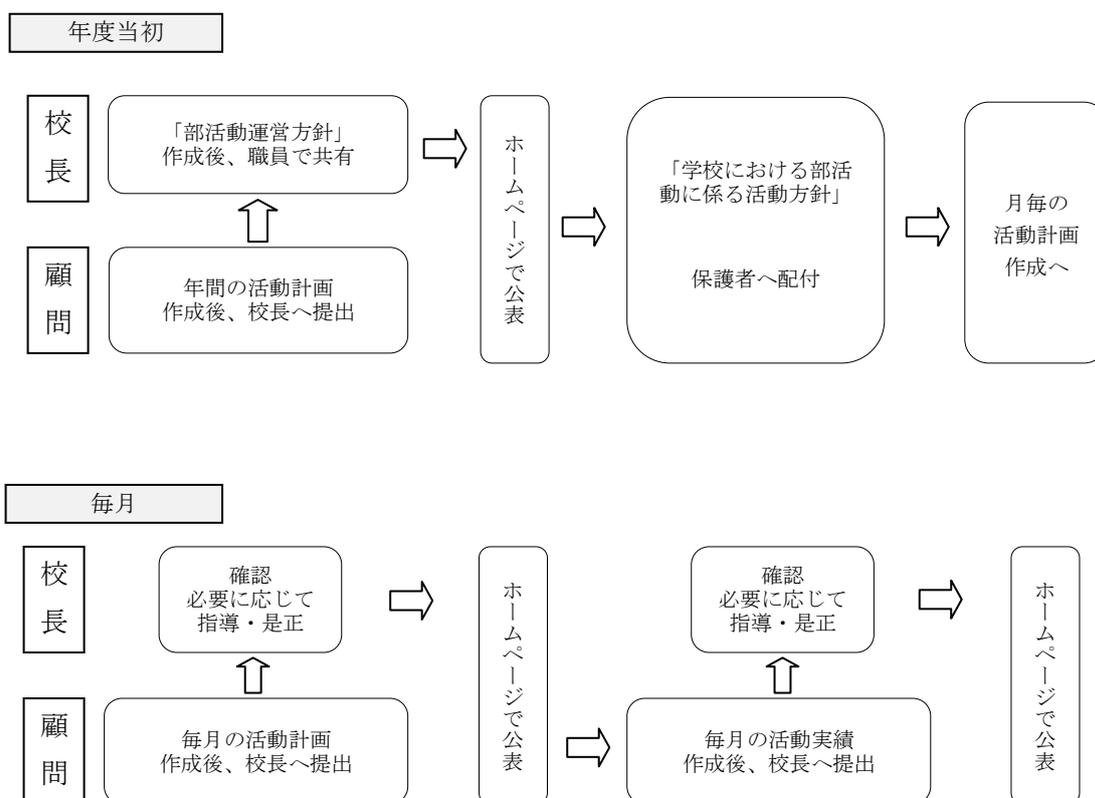
2. 学校体制について

(1) 部活動運営方針及び活動計画等

- ①校長は、本方針に則り、毎年度、「部活動運営方針」を策定する。顧問は、年間の活動計画並びに、毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- ②活動方針及び活動計画等は学校のホームページに掲載し公表する。
- ③校長は、毎月の活動計画及び活動実績等を確認して、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、生徒・顧問の負担が過度にならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- ④参加する大会等については、大阪府各連盟主催の大会等を基本とし、その他の大会等の参加については、生徒・保護者・顧問の過度な負担にならないよう考慮し、参加する大会について精査する。

(2) 保護者に対する部活動運営方針等の説明・共通理解の促進

校長は作成した「部活動運営方針」をもとに、部活動は、技術の向上や勝ち負けや結果だけでなく、子どもたちの心身の成長を促す大切な活動であること等、学校の部活動の取り組みに対し、理解と協力を得られるよう、積極的に情報を発信する。



3. 適切な部活動運営について

部活動運営については、以下の視点を踏まえて実施する。

- 生徒の心身のバランスのとれた成長を促すために、集中した取り組みと適度な休養の確保に留意するとともに、効果的な練習方法等を取り入れる。
- 生涯に渡ってスポーツや文化、科学等に親しみ、豊かな人間関係を築く場とする。
- 生徒が、休日に家族と過ごしたり、家庭学習をしたり、地域の活動等に参加したりする機会を保障する。
- 文部科学省が示している「働き方改革」¹を踏まえ、業務改善及び勤務時間管理等を行う意識を持つ。

(1) 練習時間の設定

- ・活動時間を長くとも平日は2時間程度、週休日・長期休業中は原則3時間程度とする。

活動時間とは、生徒が競技等において実質活動する時間を指すものであり、対外試合等による移動時間や、待機時間は含まない。

夏季休業中、熱中症対策の一環として、日中の練習の代替に朝の時間帯で練習を行う場合等は原則に則らないものとするが、保護者や生徒の負担等に十分配慮を行うようにする。

なお、大会等への参加時はこの限りではない。

(2) 休養日の設定

- ・平日1日、週休日（土・日）1日の週2日以上の休養日を設定する。

大会参加等で週休日に休養日を設定できない場合は、他の日に休養日を振り替えて、生徒にとって適切な休養の確保をする。休養日の振り替えは、近日中に設定することが望ましいが、大会等の進出具合や、水泳部等、季節によって活動内容が大きく変動する競技等、近日中の設定が難しい場合は、年間スケジュールを鑑み、事前の振り替えを含め、計画的に設定する。

(3) 長期休業中の休養期間の設定

- ・夏季、冬季、春季休業中に連続5日以上のもつめた休養期間を設定する。

水泳部等、季節によって活動内容が大きく変動する競技等については、実態に合わせ、オフシーズンにまとめた休養日を振り返る等、工夫して休養期間を設定する。

1. 「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並に学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を参照

4. 生徒の好ましい成長につながる指導について

(1) 練習について

「スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること」²、また、「過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力・技術の向上につながらないこと」²等を正しく理解し、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツや文化、科学等に親しむ基礎を培うことができるよう指導する。

また、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等の目標を達成できるよう、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で、活動種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(2) 体罰・ハラスメントの防止について

学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰やハラスメントが禁止されていること、また、指導にあたっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されないことを全職員で共通理解する。

校長、顧問その他の学校関係者は、部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識を持ち、それらを行わないようにするための取り組みを行う。

(3) 部活動における安全管理と事故防止について

けがや事故を未然に防止し、安全な活動を実現するため、学校全体として万全の体制づくりをする。

顧問は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意する。

部活動中、顧問の教員は生徒の活動に立ち会い、直接指導することが原則であるが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、他の顧問の教員と連携、協力し、あらかじめ顧問の教員と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動すること、部活動日誌等により活動内容を把握すること等、生徒の安全を優先する。

2. 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

特に、熱中症防止については、以下の点に注意し、適切な措置を講じる。

- ・熱中症予防対策温湿度計と掲示用資料「環境条件を知って熱中症を予防しよう」を活用することで、屋外や体育館での活動時にすぐに気温等が確認できるようにし、生徒にも確認するよう指導する。
- ・「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（公益財団法人日本体育協会³）」等を活用し、熱中症対策の適切な措置について、全職員で共通理解をする。
- ・環境省ホームページ、熱中症予防情報の全国の暑さ指数等を活用し、事前の対策を図る。
- ・体が熱さに慣れていない時期にはそれほど高温でなくとも熱中症になる可能性があることを踏まえ、指導にあたる。
- ・熱中症は症状が急変することがあるので、生徒の様子をしっかりと観察するとともに、症状のある生徒については、必要に応じて病院への搬送や救急車の依頼等、適切に対応する。

環境条件を知って熱中症を予防しよう!
 (熱中症予防のための運動指針)

WBGT (℃)	湿度 (%)	乾球温度 (℃)	注意事項
31	27	35	運動は原則中止! 特別な場合以外は運動中止! → 活動時間や内容の変更を
28	24	31	厳重警戒 持久走など激しい運動は避ける 積極的休息と水分・塩分の補給を徹底! → 特に、体力に自信のない人や暑さに馴れていない人は要注意 早めに運動中止の判断を
25	21	28	警戒 積極的休息と水分・塩分補給を! → 激しい運動では30分おきに休息
21	18	24	注意 体調不良や熱中症の兆候に注意 運動の合間に積極的に水分・塩分を補給!
			ほぼ安全 熱中症の危険は小さいが、適宜、水分・塩分補給は必要

予防のための3つの心得

1. 無理な練習!
2. 早く暑に慣れ!
3. 早めに判断!

表は(財)日本体育協会がスポーツ活動時の運動の目安として作成した「熱中症予防運動指針」をもとに、許可を得て一部を編集したものです。次の事項に留意して活用してください。
 1. 温湿度計の温度を「乾球温度」の指標にあてはめて活用してください。(WBGT計がある場合はWBGT(℃)を参照)
 2. 湿度10%以上を目安に1ランク厳しい注意事項を活用してください。
 3. 「運動は原則中止」にあたる環境条件になった場合、一旦運動を中止し、健康観察を行うとともに、活動時間や内容を変更してください。



(4) 求められる指導者の姿

- ・学校の部活動方針に沿って指導する。
- ・生徒の発達段階や健康状態に応じて、心身のバランスが取れた子どもたちの成長を促すため、部活動に適切な休養日、練習時間を設定し、無理のない計画を立て、指導する。
- ・部活動は、技術の向上や勝ち負け・結果だけでなく、子どもたちの心身の成長を促す大切な活動であることを理解して指導する。
- ・豊かな人権感覚、体罰やいじめ防止についての正しい認識を持つ。
- ・日頃から保護者、学級担任との連携を図り、相互理解に努める。
- ・安全には十分配慮して指導する。
- ・緊急時の対応に備えている。

5. 参考資料

- ・運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月 スポーツ庁）
- ・文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月 文化庁）
- ・学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月 文部科学省）
- ・大阪府部活動の在り方に関する方針（平成31年2月 大阪府教育委員会）
- ・運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月 文部科学省）
- ・枚方市生徒指導マニュアル(体罰防止編)子どもの笑顔を守るために～振り返っていますか、日々の指導を～（平成25年4月 枚方市教育委員会）
- ・スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（公益財団法人日本体育協会〔現：日本スポーツ協会〕）